

自分らしい生活を実現するためには、介護サービスをどのように利用すると良いのでしょうか？

Aさんのケース

Aさん(75歳)は近所を散歩中に骨折してしまい、2か月安静にしていました。骨折は治りましたが、安静中に筋力が低下し、一人で歩いて外出できず、買い物に行けなくなりました。

パターン①
再び一人で買い物に行けるよう、ヘルパーさんから買い物などの支援を受けながら、自分でできる掃除や食事の準備は自分でやり、リハビリも積極的に取り組みました。

その結果、再び長い距離を歩けるようになりました。以前のように一人で買い物に行き、いきいき百歳体操にも参加し、以前よりも元気です。

パターン②
買い物などの支援だけでなく、掃除や食事の準備など困りごとは、何でもヘルパーさんにお願いしました。また、動くのが億劫になり、リハビリにも消極的でした。

自分でできたこともできなくなり、全身の筋力や機能が衰えて、さらに状態が悪化しました。

パターン①のように、介護サービスを利用しつつ、元気になるため、できることは自分でやろうと考えて行動することは、住み慣れた自宅で元気に生活することにつながります。

大阪市の取り組みについて

大阪市では「自立支援型ケアマネジメント検討会議」を開催しています。会議では、医師やリハビリの専門の方から助言をもらいながら、どのようなサービスを組み合わせればAさんのような生活につながるかを考えます。

この会議は介護保険の保険者である大阪市が主体として取り組む事業であり、大阪市が事業を委託している地域包括支援センターで開催します。

※お問い合わせは福祉局高齢者施策部高齢福祉課へ
TEL 06-6208-8051

2.日常生活用具給付事業

防火の配慮が必要な65歳以上のひとり暮らしの高齢者または高齢者のみの世帯に対して、次の生活用品を給付します。

※所得制限がある場合や、費用負担の必要な場合があります。

給付用品	台数	備考
火災警報器(屋外警報ブザー付)	上限2台	・緊急通報システムと連動 ・近隣住民同意書が必要
自動消火器	1台	・居室用または台所用のいずれか1つ
電磁調理器	1台	

※お問い合わせはお住まいの区の区役所の保健福祉課へ

3.介護用品支給事業

要介護4、5または要介護3で認定調査票の「排尿」「排便」のいずれかが全介助の在宅高齢者を介護する家族に対して、本市指定の介護用品と交換可能な給付券を支給します。

※要介護高齢者世帯、介護者世帯ともに市民税非課税世帯に限ります。

介護用品	給付券
<ul style="list-style-type: none"> ●紙おむつ(フラットタイプ・テープ止めタイプ・パンツタイプ) ●尿取りパッド ●清拭剤 ●ドライシャンプー ●差し込み式便器 ●使い捨て手袋 ●介護用スプーン、フォーク ●介護用箸 ●差し込み式尿器 ●防水シート ●口腔ケア用品 ●食事用エプロン ●消臭剤 ●とりみ剤 	1か月あたり6,500円

申請に基づき、介護用品と交換可能な給付券を支給決定月に応じて交付します。(1年間 最大12枚)

※お問い合わせはお住まいの区の区役所の保健福祉課へ

4.高齢者住宅改修費給付事業

要介護・要支援の方で介護保険の住宅改修を利用する際に、介護保険対象外の工事(30万円まで)に対して給付します。ただし、給付額については所得制限・一部自己負担があります。

※お問い合わせはお住まいの区の区役所の保健福祉課へ

5.生活支援型食事サービス事業

見守りが必要な要支援以上のひとり暮らしの高齢者または高齢者のみの世帯で、心身の障がい等により食事の確保が困難な方に対して、栄養のバランスのとれた食事を配達する機会を通じて安否を確認します。

※お問い合わせは福祉局高齢者施策部高齢福祉課へ TEL 06-6208-8060

6.家族介護支援事業

介護を要する高齢者を介護している方へ介護の方法を学ぶ研修会や交流会を開催します。

※お問い合わせはお住まいの地域を担当する地域包括支援センターへ

7.家族介護慰労金支給事業

介護を要する在宅の高齢者(要介護4または5に該当する方)を過去1年以上、介護保険のサービスを利用せずに介護している家族の方を慰労するとともに、介護保険制度の利用促進を図ることを目的とし、慰労金を支給します。(要介護者・介護者の属する世帯の全員が市民税非課税であることが必要です。)

支給額:年額10万円

※お問い合わせは福祉局高齢者施策部高齢福祉課へ TEL 06-6208-8060

その他の在宅高齢者サービス

1.緊急通報システム事業

65歳以上のひとり暮らしの高齢者、高齢者のみ世帯、または、同居している方が仕事などで外出するため、1日8時間程度ひとりとなる高齢者を対象に、緊急通報装置と付属のペンダント式スイッチを貸与し、急病などの緊急通報を受信センターが24時間体制で受信し、適切な対応を行います。特に、緊急を要する通報の場合や利用者か応答できない場合には、直ちに救急車の出動を要請します。また、日常生活に関する健康の相談に対応します。

※費用負担の必要な場合があります。

緊急通報システムの流れ

